

第2号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

安全確保の条件整備が必須

一斉臨時休校で道教委に緊急要望書

コロナ対応

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらないなか、北海道においても集団感染や市中感染が広がっています。長期にわたる臨時休校で、子どもたちが抱える不安やストレスもピークに達しているのではと心配されます。「これ以上の臨時休校は耐えられない」「子どもの学習の面倒を見切れない」といった父母からの声もあがっています。

一方、都市部を中心に「医療崩壊」の危機が叫ばれるようになり、一刻を争う事態に直面しています。検査体制が追いつかないなか、医療や介護の現場などでの資材欠乏とスタッフ不足が深刻化しています。

外出自粛と休業要請に伴う補償が急務です。収入減となり、営業を諦める事業所も続出していきます。地域住民や保護者の生活や生業が甚大に困難に直面しているという実態も明らかです。子どもたち一人ひとりの生活の土台と背景にいつそう注意を払わなければならない事態にあります。

新年度の一時、学校再開となりましたが、その際、子どもたちの安全確保を図るには十分な条件整備がされているとは言えない実態が明らかにされました。そもそも日常の学校においても慢性的な人員不足や環境不備が指摘されています。緊急時に見合う必要な人的・財政的支援は、子どもたちを育む学校現場にも求められます。

子どもたち一人ひとりの生活の土台と背景にいつそう注意を払わなければならない事態にあります。



子どもたちを待つ教室

北海道教職員組合(道教組)は4月21日、学校再開を視野に入れ、臨時休校期間中に十分な準備を行うよう、道教委に「緊急要望書」(左表)を提出、安全・安心な学校の条件整備は必須と申し入れました。

管内の学校現場からも要望が寄せられています。「消毒液やマスクの補充がまだ」「フッ化物洗口での飛沫感染が怖い」などといった切実な訴えが目立ちます。とくに、子どもたちの体調の管理と対応を担う保健室の運営に関わる環境整備は重

要です。第一線に当たる養護教諭の安全と安心を担保する措置も含めて、学校現場の実態と要望について、確実に手当てがされる必要があります。檜山教組は、現状課題の打開に向けたとりくみを引き続きすすめます。現場の声を寄せてください。

省 省 省 「在宅勤務活用」の徹底

道、市町村へも 感染防止対策として在宅勤務等の活用を求める総務省や文科省の通知を受け、北海道でも行われるようになりました。教職員の感染防止の観点から在宅勤務や特別休暇の対象拡大については、教職員組合が再三にわたって求め続けてきたもので、道教委は4月17日付で「通知」、道立学校で運用されています。市町村立学校については、当該自治体の対応が必要ですが、道内の多くの学校で実施されるようになっていきます。裏面に詳細を記載。

- 「登校日設定」は、社会的な接触を最大限に削減する観点からも慎重な判断を行うとともに、地域の実情や学校の実態に応じて、市町村教委や各学校の判断を尊重すること。
- 学校再開に向けた感染防止対策の条件整備を十分に行うこと。対策が十分に整うまでは、学校を再開しないこと。
 - マスクや殺菌アルコール、手袋、非接触の体温計など必要な衛生資材を十分な確保。
 - 校内で症状が出た場合の隔離体制、寮や寄宿舎での感染防止、感染が疑われる場合の緊急対応についての方針提示。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員など相談体制の確立。
 - 教室内での過密な状況を解消して感染リスクを下げるため、少人数指導が可能となるような条件整備。
 - 児童生徒のいのちと健康・安全を確保するため、教職員の加配、支援員やスクール・サポート・スタッフの配置など。
 - 公共交通機関で通学する生徒の感染防止のため、増便や時刻表の改善などの要請。
 - スクールバス過密状態解消のための、増便や添乗員の確保、市町村への支援等。
 - 感染防止対策に養護教諭等一部の教職員に過重な負担がかからないよう学校全体として行うよう周知徹底。
- 臨時休校により計画された授業時数が確保できない場合でも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要はないとする文科省の通知、地域や学校の実態を踏まえ、各学校で弾力的に対応するものであることを徹底すること。
 - 学習できなかった内容の指導は、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
 - 休校期間中の「課題」は、子どもたちにとって過重な負担とならないよう周知徹底すること。
 - 補充のための授業等の資料の使用を各学校へ押しつけないこと。
 - 「北海道高等学校学習状況等調査」の中止、「学びの基礎診断」中止の文科省への要請と不参加の判断。
- 収入が激変した世帯の子どもたちの、教育を受ける権利を保障すること。
 - 就学援助等の必要な援助、制度や申請方法などの周知徹底。
 - 準要保護世帯の所得基準の引き上げ、収入が激変した世帯への支援。
 - 就学援助を年度途中で申請しても遡って支給する手立てをとること。
 - 学校給食がなくなり、昼食費の負担が重くなっている就学援助世帯に対する補助。
 - 収入が激変した世帯に対する「高等学校等家計急変支援金」の制度活用の周知徹底。
 - 大学の奨学金制度について、申請時期を延長するよう日本学生支援機構への要請。
- 教職員のいのちと健康を守るために必要な措置を講ずること。
 - 臨時休校中、学校機能を確保するための最低限の勤務体制としつつ在宅勤務や特別休暇などを実施し、可能なかぎり接触の機会を減らすこと。
 - 学校再開後、教職員の感染防止対策を推進するため、衛生委員会のとりくみの具体的方策について周知すること。
 - 在宅勤務や災害事故休暇の取得など、教職員や管理職の事務処理の負担軽減のため、手続きの簡素化などを行うこと。
- 臨時休校中での家庭連絡に必要な通信費、課題や連絡文書の郵送料などの予算措置。
- 臨時休校に伴う非常勤職員の勤務について、日額制の職員の賃金に不利益が生じないこと、勤務の扱いは本人の意向を尊重することを十分に周知するとともに、在宅勤務を積極的に推奨すること。
- 部活動の再開にあたっては、児童生徒のいのちと健康・安全の確保、学習保障、また、教職員が感染防止対策に集中できるよう、慎重に判断するよう関係団体への周知徹底。
- 新たに始まる出退勤管理システムは、感染拡大対策を優先し、運用を凍結すること。
- 「1年単位の変形労働時間制」にかかわり、制度の議論は感染終息まで行わないこと。



在宅勤務の活用で出勤者削減

国から全事業所への要請

どこでも感染防止 管内も実施広がる...

道教委は4月17日、「全道一斉臨時休業に伴う新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組の徹底について(通知)」を出しました。接触機会の低減に取り組む必要があるとして、道立

学校の全教職員について「当面の間：在宅勤務の対象とするので、校務に支障のない限り積極的に活用する」としました。市町村立学校については、各自治体での対応となりますが、

国の方針としてすでに在宅勤務・テレワークの活用が示されており(4月6日総務省通知)、自治体として積極的に活用する対応が求められます。4月13日には文科省が総務

管内教育長部会に「緊急要請書」提出

檜山教組

「在宅勤務の活用」について檜山教職員組合は4月22日、管内教育長部会に緊急要請を行いました。安里朗書記長が部会幹事長の矢代

智樹上ノ国教育長を訪れ、趣旨を説明しながら「要請書」を提出しました。矢代幹事長は、「部会長に伝える」と応じました。



2020年4月22日

檜山管内教育委員会連絡協議会教育長部会
部会長 石島 孝司 様

檜山教職員組合
委員長 白山 尚

新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組に関する緊急要請書

管内教育の充実と発展のため、日々ご尽力されておりますことに心より敬意を表します。また、この間の長期にわたる新型コロナウイルスへの対応につきまして、特段のご奮闘をされておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスをめぐっては、国を挙げての取り組みにもかかわらず、感染が広がり、北海道も「特定警戒都道府県」に指定されることとなりました。病院や施設での集団感染、感染源が特定できない市中感染も増え続け、危急の事態にあります。

こうしたなか、全校一斉の臨時休業が実施されるとともに、社会全体で感染防止を図る観点から、外出や移動、営業や仕事、その他社会活動全般の自粛抑制が求められているところ。人と人との接触機会の大幅な低減が必須とされ、政府の専門家会議は「接触機会を最低7割、8割削減できればピークアウトさせ、減少に転じることができる」と予測しております。

緊急事態宣言は5月6日までとなっていますが、それまでの取り組み次第で、その後どのように展開するかは見通せないとも言われており、事態は極めて深刻です。

何よりも、児童生徒のいのちと健康を守る対応を第一とし、同時に、その成長発達をどう支えるかという視点からの営みを進めなければなりません。臨時休業の中にあっても、学校教職員は、子どもの健康観察や学習材の準備、学校再開に備えた教材整備などに動んでいます。

一方で、接触低減という全国的な要請に対する行動も求められます。道教委は4月17日付通知「全道一斉臨時休業に伴う新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組の徹底について」を发出し、「これまで以上に接触機会の低減に取り組む必要がある」として、教職員の「在宅勤務」を「積極的に活用すること」を示しました。

接触低減という差し迫った課題について、その実効性を高めるには、全ての学校においても同様の措置が講じられることが重要です。管内の小中学校でも実施できる条件が整えられることが大切であると考えます。「近距離接触を避けるために先生方は各教室に散らばって仕事をしている」という声も寄せられています。

新型コロナウイルスへの対応が、長期にわたることは予想に難く、「緊急事態宣言」期間後の先も見通しておく必要があります。接触低減のための取り組みに応えることの重要性に鑑み、管内各町教育委員会におかれまして、当面、取り立てて次のことが整えられるよう、貴部会が積極的なイニシアチブを発揮されますことを要請いたします。

記

- 1 管内各町教育委員会において、可能な限り接触の機会を減らすための措置が講じられるよう、教職員の勤務について、臨時休業期間中は、学校機能を確保するための最低限の勤務体制としつつ、在宅勤務や特別休暇などを実施し、そのための必要な制度設計がはかられること。

省通知を受け、「感染症まん延防止のための出勤者の削減について」の通知を发出、「学校が臨時休業を実施している場合には：積極的に出勤者の削減に取り組んでほしい」としています。さらに同日、内閣官房感染症対策推進室が「出勤者7割削減を実現するための要請について」を発し、全事業所に対し、「(仕事は原則として自宅で行える

ようにする」ことなどを「要請」しました。こうした経緯を踏まえ、学校における「在宅勤務の活用」が緊要の課題とされ、道内の多くの市町村でも実施されるようになっていきます。

檜山管内においても、教職員組合による教育長部会や各町教委への要請行動(別項)ともあいまって、一部を除き制度整備が図られるようになっていきます。臨時休業後の推移が不透明ななか、制度を整えておくことは感染防止の実効性を高める上で極めて重要です。

動画配信等研修見直しを検討

道教委

道教委は、感染拡大防止のため、法定研修について時期の延期や方法の工夫で実施、その他の研修は見送りも含めて再検討するとしています。(北海道通信日刊教育版4月20日付)

検討中の研修では集合形式も示されています。極力避けるべきです。また、オンデマンド形式ではワークシートの記入や提出なども示されており、新たな負担発生が懸念されます。

実施が望まれる法定研修、喫緊の課題対応に必要な研修、年度当初の学校運営に影響する研修などは、①オンデマンド形式(動画視聴)②遠隔システム活用③資料配付のいずれかで対応することとされています。(表)

学校再開後、学校現場では子どもたちの感染防止、長期間の臨時に伴う様々な対応が求められます。教職員が子どもの教育に専念できる対応を最優先にし、そのための体制を整えるべきです。

▼対応が決定した研修

- ・初任段階教員研修1年次期 = 全てオンデマンド形式。
- ・新任主幹教諭研修

▼対応を検討中の研修

- ・学校運営研修会(小・中・高) = 集合1日+オンデマンド形式。小・中学校を分けて実施。
- ・学校運営研修会(特別支援) = 延期の上、集合1日+オンデマンド形式。2組に分けて実施。
- ・初任段階教員研修2年次~II期 = 指定校または実践校の視察+指導主事との協議。学校視察が難しい状況が続く場合、授業の動画視聴+指導主事との協議。
- ・初任段階教員研修3年次・事前研修 = 実習前、各教育局で半日日程で実施。
- ・初任段階教員研修3年次・実習 = 地域の企業などで実習2日。夏季休業中の実習が難しい場合、企業経営者の講演を本庁から教育局に遠隔配信し、協議する。
- ・初任段階教員研修3年次・事後研修 = 実習後、各教育局で半日日程で実施。
- ・新任事務職員研修 = 7/・6~8予定を延期の上、集合1日+オンデマンド形式で3コマ増。